

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 学校いじめ基本方針

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自らの命を絶とうとするなど深刻な問題である。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるようにいじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある（学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係のある者）生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるもの、インターネットを通じて行われるもの、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものである。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ・ いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・ いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙 1

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下のとおりとする。

別紙 2

#### 4 いじめの予防

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 学業指導を充実させ、学びに向かう集団づくりと意欲的に取り組む授業づくりを図る。
- (3) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 教育相談を充実させ、生徒との定期的な面談週間を実施する。
- (5) 情報教育におけるモラル教育の充実を図る。保護者への啓発を図る。
- (6) 保護者・地域と連携を図り、学校いじめ防止基本方針等の周知、定期的な保護者懇談会を実施する。

#### 5 いじめの早期発見

生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

- (1) いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒、いじめている生徒、教室、家庭での言動を注視する。別紙3
- (3) 生徒との定期的な面談週間を実施する（5月、10月、2月）
- (4) 定期的なアンケートの実施（6月、11月）
- (5) 学校全体で情報の共有を図り組織的に対応する。
- (6) ネットパトロールを行う。

#### 6 いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (6) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。
- (7) ネットいじめには、状況を確認し、関係機関と連携をとり対応する。
- (8) いじめ問題が生じた時には「生徒指導規定」「北海道千歳高等支援学校生徒の懲戒等の規定」に基づき、適切に懲戒を加える。ただし、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

附則 この方針は平成26年3月31日公布とする。  
この方針は平成26年4月 1日施行とする。

<別紙1> **日常の予防・早期発見体制**

## **管理職**

○学校いじめ防止基本方針 ○いじめを許さない姿勢 ○保護者・地域との連携 ○全教職員で対応

## **いじめ防止委員会**

構成員（●2学年主、分掌サブチーフ、1学年主、養教  
指導 G 生徒会担当）

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮生徒への支援方針

<緊急対応>

**生徒指導委員会・いじめ対策委員会**

<結果報告>

**教育委員会**

## **未然防止**

- (1) 生徒たちが自ら活動できる集団づくり
- (2) 学業指導を充実  
学びに向かう集団づくり  
意欲的に取り組む授業づくり
- (3) 規範意識や集団の在り方等についての学習
- (4) 教育相談の充実生徒  
定期的な面談週間
- (5) モラル教育の充実、保護者への啓発
- (6) 保護者・地域と連携  
学校いじめ防止基本方針等の周知  
定期的な保護者懇談会を実施

## **早期発見**

- (1) 発見時の対応  
すぐに止める  
いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保  
「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。
- (2) 情報の収集  
生徒、教室、家庭での言動を注視  
別紙3
- (3) 生徒との定期的な面談週間を実施する  
(5月、10月、2月)
- (4) 定期的なアンケートの実施(6月、11月)
- (5) 学校全体で情報の共有を図り組織的に対応する。
- (6) ネットパトロールを行う。

<別紙2> 緊急時の組織的対応 (いじめの対応)

いじめの認知 (重大事態を含む)

★事実を時系列で記録に残す

生徒指導主事 ↔ 教頭 ↔ 校長

**生徒指導委員会・いじめ対策委員会**

- 構成員  
教頭、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任  
コーディネーター
- いじめの認知報告
- 調査方針・方法等の決定  
目的、優先順位、担当者、期日等

職員会議  
※情報共有

保護者  
※複数で対応

**調査・事実関係の把握**

教育委員会  
(重大事態)

- 指導方針の決定、指導体制の確立  
指導、支援の対象と具体的な手立て
  - ・特定 (被害生徒・保護者、加害生徒・保護者) ※懲戒
  - ・一部 (観衆、傍観者)
  - ・全体 (全校、学年、学級)

関係機関  
・教育委員会  
・警察  
・福祉関係  
・医療関係  
※指導・支援

**いじめ解決への指導・支援**

**継続指導・経過観察**

- 事態収束の判断  
被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好となっている。

調査・事実関係の把握へ

日常の指導体制の充実

収束

継続 いじめは解消したが継続した指導が必要

## 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出さないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

| 場 面           | サ イ ン   |
|---------------|---|
| 登校時<br>朝の SHR | 遅刻・欠席が増える。その理由を言わない。<br>教員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れて、期限に遅れる。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。            |
| 授業中           | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机の周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席についている。<br>教科書やノートに汚れがある。<br>突然、個人名が出される。     |
| 休み時間等         | 給食や配膳の際にいたずらをされる。<br>昼食を教室の自分の席で食べない。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服が汚れていたりしている。<br>一人で清掃している。 |
| 放課後           | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                                 |

## 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サ イ ン   |
|---|
| 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。 |

### 3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

#### サイン

嫌なあだ名が聞こえる。  
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。  
何か起こると特定の生徒の名前が出る。  
筆記用具等の貸し借りが多い。

壁等にいたずら、落書きがある。  
机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

#### サイン

学校や友人のことを話さなくなる。  
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。  
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。  
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。  
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。  
不審な電話やメールがあつたりする。  
遊ぶ友達が急に変わる。  
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。  
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。  
登校時間になると体調不良を訴える。  
食欲不振・不眠を訴える。

学習時間が減る。  
成績が下がる。

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きをされたりする。  
自転車がよくパンクする。  
家庭の品物、金銭がなくなる。  
大きな額の金銭をほしがる。